

松江藩七里飛脚と本陣の機能

大津 瞳

はつめい

本稿は、日本近世において運輸・通信業務を担った飛脚のうち、大名飛脚である松江藩の七里飛脚を取り上げ、その制度的特質を明らかにするものである。

近年、飛脚については、三都間のネットワークを繋ぐ江戸三度飛脚が奥州に進出する様相を分析した巻島隆氏の研究⁽¹⁾、幕末の加賀藩御用飛脚を対象に、御用飛脚が藩の情報収集源として機能していたことを明らかにした堀井美里氏の研究⁽²⁾など、町人身分の飛脚による経済活動・情報収集活動に注目した研究が活発である。一方、大名飛脚に関しては、藤村潤一郎氏による一連の基礎的な研究⁽³⁾の中で、尾張藩・紀伊藩・松江藩の事例が取り上げられているという状況にある。

このように本稿で取り上げる松江藩の七里飛脚については、すでに藤村氏の研究があり⁽⁴⁾、尾張藩や紀伊藩と同様に、七里飛脚が街道上の宿に設置されていたこと、それらに①御飛脚者居所、②吟味役人詰所、③御飛脚受場所という三種があったことなどが明らかにされているが、それ以上の考察には及んでいない。そこで本稿では、これら三種の飛脚の差異に注目し、それぞれどのような特徴を有していたのかについて考察していくことにしたい。

なお、本稿で取扱う史料は、松江藩主の参勤交代時に本陣を勤めた家に残された御用留、書状等で、具体的には美作国大庭郡久世宿本陣であった景山清家文書⁽⁵⁾、近江国栗太郡草津宿本陣の田中七左衛門家の文書（木屋本陣文

書⁽⁶⁾である。

このうち、景山家は宝暦年間（一八世紀半ば）より美作国大庭郡久世宿の本陣を務めた家で、史料には松江藩主の参勤交代時や本陣職に関する御用留、書状がある。出雲街道の中間地に位置し、街道を利用する松江藩の専用本陣であったが、時には津山藩主や幕府の巡見使も利用していた。

また、草津宿の田中家は、同宿に二軒あった本陣のうち田中七左衛門本陣（副業に材木業を営んでいたことから史料上では木屋本陣の通称がある）を指す。もう一方の名称は田中九蔵本陣である。以下、論文文中に出てくる「田中家」は、断りが無い限り田中七左衛門本陣の方を示す。草津宿は東海道・中山道の分岐点に当たるため、様々な人々が利用していた。天保七年に七左衛門本陣が記した「御得意様万書貫帳」には、西国の諸大名二四八家が記載されている⁽⁷⁾。他にも、日光例幣使や朝鮮通信使、文久元年（一八六一）の皇女和宮下向の際に宿泊所を供していた。草津宿は享和二年（一八〇二）に草津川決壊による大洪水に見舞われたため、それ以前の史料がほとんど残されていない。しかし同家には、元禄五年（一六九二）から明治七年（一八七四）に至るまでの百八十冊余りの「大福帳」に、木屋本陣に休泊した大名や公家などの記録が残されており、当時の詳細な休泊状況が分かる。その他に、「雲州様御用」として七里役所を請け負った際の史料群が一括して箱に納められている。「木屋本陣文書」のうち本稿では、この七里役所に関する史料を主に分析対象として扱った。

に影響が出ない継ぎ方を選択した結果、箱根及びその前後に七里が集中して設置されたためである¹⁵⁾。

さて、藤村氏によると、文政六年（一八二三）から天保元年（一八三〇）

までに作成されたと考えられる「安永大成道中記提要」¹⁶⁾に、各駅に置かれた松江藩の七里飛脚についての記述がある。すでに述べたように、松江藩の七里には、①御飛脚者居所、②吟味役人詰所、③御飛脚受場所の三種があり、それぞれ該当する宿と本陣を掲げたのが表2である¹⁷⁾。御飛脚者居所の宿は十七ヶ所、吟味役人詰所の宿は三ヶ所、御飛脚受場所の宿は四ヶ所となっている。なお、図1・図2では該当する七里役所を地図で示している。

このうち、後述する③御飛脚受場所をつとめた草津宿田中家の史料の「雲州御用留」には、表3に掲げた京坂の留守居役、御小人奉行（御国御奉行）、御小頭と、新庄・桑名・伏見・土山・御油の各宿の七里詰役人の名が記されている。御小人奉行と御小頭は、七里飛脚を管轄していた松江藩御小頭方の役職である。また、京坂御留守居役が記載されているのは、国元と連絡を取り合う際に七里を利用する同役が、草津宿本陣と恒常的な関係を持っていたためであろう。さらに、伏見・土山はいずれも草津宿を挟んで両隣にある七里役所であるので、日常的な連絡を取り合う関係として名前が挙げられたと考えられる。そのことは、次に掲げる、嘉永二年（一八四九）四月三日に、御小頭から四か所の御飛脚受場所の七里役所へ宛てて出された触書からもうかがえる。

此度御飛脚継送方之義駅々詰之者付添被仰付、右二付而者各方引受持夫二者慥成もの等御申付、勿論途中代り合等不致定之刻割不差様積々御心配可有之、尤各方江者都度二て前後之詰方受取書可遣候条、追而詰之者罷越候節改次第二可被相戻候、且各名之下江御承知之印形可被成遣候、

以上

西四月三日

久世 景山又八郎殿

御着 井内甚右衛門殿

西ノ宮 松村義左衛門殿

草津 田中七左衛門殿¹⁸⁾

宛所の久世・御着・西宮・草津のうち、景山、松村、田中の各家は各宿で本陣をつとめていたことが確認できる家である。したがって、この触書からは、これら四か所の宿駅では、本陣が飛脚夫を雇うかたちで請け負って七里飛脚を担当していたこと、そのため荷物の継ぎ送りに際しては、前後の宿（草津では土山と伏見に当たる）に詰める七里が受取書を渡していたことが分かる。

また、表4は景山家の御用留中にある行方不明者を知らせる廻達に出てくる宛名を一覧にしたものである。これをみると、表3に出てくる新庄・桑名は吟味役人の詰所であったことが確認できる¹⁹⁾。さらに、七里詰には百人者という身分の者であることが分かる者が五人ほど確認できる²⁰⁾。

以上に述べたことから、松江藩の七里飛脚には、各宿に設置された七里詰に、藩から派遣された詰役人が滞在する場合と、本陣が請け負う場合（御飛脚受場所）の二種類が存在しており、詰役人にも、吟味役人と称する者が詰める宿（吟味役人詰所）と、飛脚夫をつとめた百人者のみが存在した宿（御飛脚者居所）が存在したことが分かる。

金津忠六
御小頭
楽長次郎

表2 藤村論文(2010年)より引用した七里設置宿と本陣の表

街道	駅	七里	文政期の本陣	街道	駅	七里	文政期の本陣	
出雲街道	松江御城		西津田村(御立場) └御茶屋(御番人)	東海道	桑名	吟味	大塚与六郎	
	出雲郷		御茶屋(御番人)		佐屋路 (脇往還)	佐夜		岩間権右衛門
	安来		御茶屋(在藩士)			神守		猪飼元左衛門
	溝口	■	篠原伊左衛門			万場		溝口友九郎
	二部		足羽伊右衛門			岩塚		武藤宗左衛門
	根雨		梅林弥三郎			宮		森田八郎右衛門
	板井原		吉岡忠右衛門			鳴海		西尾伊右衛門
	新庄	吟味	佐藤六左衛門			池鯉鮒	■	永田清兵衛
	美甘		横山平右衛門			岡崎		中根甚太郎
	勝山		金田市郎右衛門			藤川		森川久左衛門
	久世	受所	景山又八郎			赤坂		赤坂彦十郎
	坪井		福本小左衛門			御油	■	鈴木半左衛門
	院庄		院庄村御茶屋 (御茶屋番)			吉田		中西与右衛門
	津山		玉置広四郎			二川		馬場彦十郎
	勝間田	■	木村平左衛門			白須賀		大村庄左衛門
	土居	■	妹尾六左衛門			新居	■	匹田八郎兵衛
	佐用	■	岡田与一右衛門			舞坂		宮崎伝左衛門
	三日月		宇多五郎兵衛			浜松		杉浦惣兵衛
千本		内海茂右衛門		見附	■	神谷三郎右衛門		
鷲崎	■	松原五郎右衛門		袋井		田代八郎左衛門		
西国街道	飾西		中山助太夫		掛川		沢野弥三右衛門	
	姫路		三木与三五郎		日坂		片岡金左衛門	
	御着	受所	天川久兵衛		金谷	吟味	柏屋八郎左衛門	
	加古川		中谷与三左衛門		嶋田		大久保新右衛門	
	大久保		安藤助太夫		藤枝		青嶋次右衛門	
	明石		広瀬次兵衛		岡部		内野九兵衛	
	大蔵谷		広瀬次兵衛		丸子	■	横田三左衛門	
	兵庫		鷹見右近右衛門		府中		望月次右衛門	
	西宮	受所	松村儀左衛門		江尻		寺尾与右衛門	
	昆陽		川場吉右衛門		奥津		手塚十右衛門	
	瀬川		山脇新兵衛		由比		岩部郷右衛門	
	郡山		梶善左衛門		蒲原	■	平岡久兵衛	
芥川		平井吉兵衛		吉原		長谷川八郎兵衛		
東海道	山崎		柴垣志摩		原		渡部平左衛門	
	伏見	■	木津屋与左衛門		沼津	■	清水助左衛門	
	大津		大塚嘉右衛門		三島		世古六太夫	
	草津	受所	田中七左衛門		箱根	■	柏屋佐吾右衛門	
	石部		小嶋金左衛門		小田原		清水彦十郎	
	水口		鵜飼伝左衛門		大磯	■	石井又兵衛	
	土山	■	土山平次郎		平塚		加藤七郎兵衛	
	坂下		大竹屋伝左衛門		藤沢		蒔田源右衛門	
	関		伊藤平兵衛		戸塚		沢部九郎右衛門	
	亀山		樋口源太郎		程ヶ谷		苅部清兵衛	
庄野		沢野平左衛門		神奈川	■	鈴木源太左衛門		
石薬師	■	岡田市左衛門		河崎		田中兵庫		
四日市		清水太兵衛		品川		鶴岡市郎右衛門		
				上御館		上御館(赤坂藩邸)		

■：飛脚居所

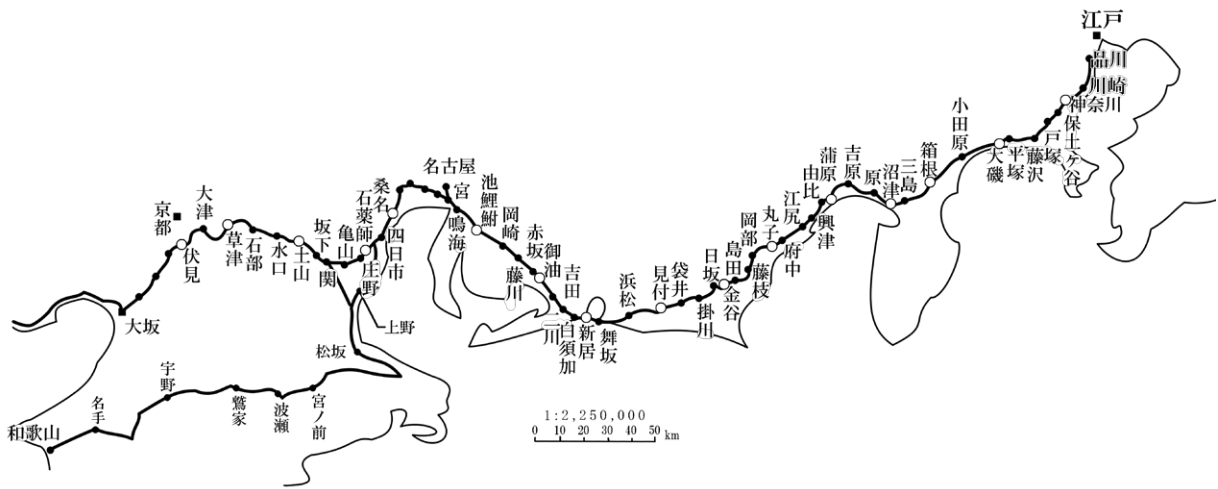


図1 江戸—伏見間の七里



図2 伏見—松江間の七里

表3 「雲州御用留」にみえる松江藩各役人

木屋本陣文書 雲州御用 350 「雲州御用留」 天保14年 9月							
御油	土山詰	伏見詰	桑名詰	新庄詰	小頭	御国御奉行	大坂御留守居
田中覽左衛門	野津丈左衛門	坂本磯右衛門	青木良左衛門	藤田彦左衛門	井上五郎市	河合觀之助	米村伴兵衛
木屋本陣文書 雲州御用 351 「雲州御用留」 天保15年 9月							
御油詰	土山詰	伏見詰	桑名詰	新庄詰	小頭	御国御奉行	大坂御留守居
小村猪左衛門	野津丈左衛門	谷五郎右衛門	福島式右衛門	藤田彦左衛門	井上五郎市	河合觀之助	米村伴兵衛
木屋本陣文書 雲州御用 352 「雲州御用留」 慶応3年 9月							
御小頭	御国奉行	新庄詰吟味役	土山詰	桑名詰吟味役	伏見詰	京都同	大坂御留守居
瀬崎順七	永岡平作	山田彦兵衛	目次益右衛門	上田彦左衛門	伊原仁右衛門	本田平右衛門	津川常口門

表4 行方不明者の知らせ廻達に見える七里

七里	駅	宛名	百人者
■	安来	目代彦左衛門	○ 本陣
■	溝口	梶添国右衛門	
■	新庄	坂本磯右衛門	
■	久世	景山又八郎	
■	勝間田	藤川牧右衛門	
■	佐用	井上友右衛門	
■	鶯崎	坂本伝左衛門	
■	御着	井内甚右衛門	
■	大久保	下田六右衛門	
■	西宮	松村儀左衛門	
■	大坂	林清七	○ 不明 本陣
■	伏見	赤口嘉右衛門	
■	草津	佐田久八	
■	土山	藤井賢右衛門	
■	石薬師	田中七左衛門	
■	桑名	三嶋文右衛門	
■	池鯉鮒	若槻寿左衛門	
■	御油	小村槌左衛門	
■	新居	曾田仙右衛門	
■	見付	南瀬房右衛門	
■	金谷	原利右衛門	○ ○ ○
■	丸子	松尾良左衛門	
■	蒲原	三島樫右衛門	
■	沼津	三崎村右衛門	
■	箱根	長瀬武左衛門	
■	大磯	与倉軍左衛門	
■	神奈川	古津武左衛門	
■		河本大右衛門	
■		藤原五左衛門	
■		■は飛脚居所	

第二節 松江藩七里役所の構成・道中吟味役人の職務

七里飛脚には緊急度に応じ荷物の送達所要日数の目安に差が設けられ、具体的には速い方から順に三ツ判・二ツ判・一ツ判の三種類があった。松江藩の場合、江戸・松江間で三ツ判は九日間、二ツ判は一三日間を目安に届けることになっていた²³⁾。これに合わせて、個々の七里詰間でも判ごとに継ぎ立て時間の目安が定められており、継ぎ立てを定刻通りに済ますよう配慮することが七里詰役人には求められた。例えば、草津宿から伏見宿の間は、三ツ判は三刻(約六時間)以内、二ツ判は四刻(約八時間)、一ツ判は一夜留め(夜間は継送りしない)で継ぎ送ることとされた²³⁾。また、久世宿から新庄宿の間は、三ツ判は三刻、二ツ判は五刻(約十時間)、一ツ判は一夜留めと決められていた²³⁾。

さて、前節で述べたように、七里が置かれた宿のうち吟味役人詰所には吟味役人と称する者がいたが、彼らはどのような職務を帯びていたのだろうか。以下、七里詰役人、吟味役人に宛てられた内容の達書や願書から職務内容を考察していく。

覚

- 一 御飛脚賃銀三判之分ハ、此已後尅荷ニ付、銀尅勿ツ、相増可遣候
- 一 式つ判之分者、此已後成丈状箱尅切ニ仕出し可申候
- 一 式つ判貫目、近来六貫九百匁迄候、尅持ニメ仕出し候所、已来ハ尅荷六貫目之定法ニ可致候
- 一 此已後一ヶ月一つ判御飛脚尅式度程ツ、仕出し可申候、依之三つ判式つ判者成丈ケ相減候様可致候
- 一 但一判尅荷之貫目、六貫九百目ニ相定メ候

右之通此度令儀定候間、道中飛脚継所へ前文之通不洩様可被申渡候、勿

論右之通了簡銀等相渡、目方も相減し別而取扱嚴重ニいたし候間、道中ニても猶又念入、御飛脚決而無遅滞様可継送旨、七里之者御本陣へ急度可被申付候

九月廿日

此度御飛脚之儀相改候ニ付而、道中吟味役人共へ可申置覚

一 此已後御飛脚御用物余分有之節、一判ニて差遣候而ハ日合延過候而有之分ハ御荷物ニメ及運送、其内ニも格別急成ル品者才料付式つ判格御荷物ニメ夜通し及運送、其節ハ道中吟味役人之内差遣、途中ニて御飛脚ニ出会次第送状等相改、刻付天氣相等之儀迄も及吟味、御飛脚無遅滞様取扱候儀可令心配候

一 道中へ差出置候御飛脚之者、間ニハ勤方不埒之儀も有之哉ニ相聞候、以来ハ吟味役人とも罷通候節能々相糺可申遣候、其趣ニより急度可申付候

右之趣兼而道中吟味役より被申付置、猶又御荷物仕出し候節能々可被申付候

九月廿日²⁴⁾

右の史料は、年次未詳であるが、七里飛脚の運送方法改革時に出された文書であることが分かる。これによると、一ツ判飛脚を一ヶ月に一、二度は発送すること、二ツ判、三ツ判をできるだけ減らし、なおかつ、一ツ判飛脚は一荷当たり六貫九〇〇匁、二ツ判飛脚は同じく六貫目と定め直している。経費がかかる二ツ判、三ツ判飛脚を減らすとともに、それらの迅速で確実な運送を図ったものと言えよう。注目すべきは、そのような運送がなされるよう、吟味役人が送り状を檢查したり、飛脚夫の監視をしたりすることが求められていることである。また、自身の七里詰から離れた宿にいる飛脚の様子

も吟味に及んでいることから、吟味役人が広範囲の七里話を管轄していたことも窺える⁸⁵⁾。

ところで、新庄宿の七里役所宛てとなった書状の中には、草津宿・久世宿ともに状箱賃錢の割り増し願いが多く残されている。左に久世宿の景山家に残る文書を掲げる。

乍恐奉願一札之事

作州勝山美甘新庄三駅共困窮ニ付、御公儀様江奉願五ヶ年以前酉年より去丑年迄五ヶ年之間人馬賃錢三割増被仰付、右ニ付而御状箱持人は迄御定之賃銀ニ而者難渋仕候旨願出候ニ付、右年限中者三割増御了簡奉願候処御聞届被下置候、然ル所去丑年迄ニ而年限明ニ相成候ニ付、又々乍恐御公儀様へ奉願候処、願之通当寅より来ル午年迄引続五ヶ年三割増被仰付候ニ付、御状箱持人賃銀是迄之通御了簡被下置候様奉願上候、尤当宿共至而人稀之所柄ニ而御法之賃銀ニ而者難渋仕候段相違無御座候間、願之通来ル午年迄引続三割増御了簡被下置候様奉願上候、已上

新庄駅御本陣

嘉永七寅年正月

佐藤六左衛門

久世駅御本陣

景山又八郎

雲州様

新庄駅

御 役 所⁸⁶⁾

(史料中の傍線は筆者による)

七里の御飛脚受場所を引き受けるにあたり、久世宿の景山家は状箱の継ぎ送り費用を、年間銀一貫目で請け負っていたが⁸⁷⁾、勝山・美甘・新庄の三駅

が幕府から人馬賃錢の三割増しの継続を認められたことを承け、飛脚である状箱持ち人に対しても賃銀の三割増しの継続を求めたのが右の願書である。

このように松江藩の状箱継ぎ立てに関わる費用の手当ては、幕府の定めた人馬賃錢に対する割り増しと連動していた。幕府は正徳元年(一七一一)、この年の御定賃錢を元賃錢として、物価に応じて一定期間割増錢を加算し、通行者と宿駅の負担を調整していたが、右の久世宿の史料をみると、人馬賃錢の割り増しを更新するたびに、本陣から松江藩へ状箱賃錢の割増しを要求していたことが分かる。

さて、この願書であるが、最終的には松江藩の勘定所へ届けられたと考えられるが、宛名は新庄駅の雲州役所(＝七里役所)になっている。おそらく、新庄と久世の間にある勝山・美甘も含めて、この辺りの宿を取りまとめている吟味役人を通して願う手続きが取られたのだろう。この点からも、吟味役人が他宿の七里の世話役をしていたことが判明するのである。

第二章 七里役所としての本陣の機能

第一節 本陣における七里役所請負の形態

本章では、前章でその存在を指摘した七里の御飛脚受場所をつとめた本陣について考察する。すでに述べたように、久世・御着・西宮・草津の計四つの宿が御飛脚受場所に該当するが、本稿ではそのうち久世宿と草津宿の二つの宿に光を当て、本陣がどのように七里飛脚を請け負っていたのかについて述べたい。特に本節では、久世宿景山家と草津宿田中家による七里役所請負に関する史料を示し、両者の請負形態に見られる相違点と共通点を探っていく。

右は、草津宿田中家にのこる「御請証文之事」である。

御請証文之事

当駅御継飛脚御請所、昨亥九月迄二而御年限二相成候二付、尚又亥九月方来ル辰八月中五ヶ年之間御請所被 仰付候様奉願候処、願之通被仰付難有仕合奉存候、依之御請証文奉差上候処仍而如件

草津宿御本陣

田中七左衛門

嘉永五年

子十一月

河野栄蔵殿

井上五郎市殿

(抹消線は原文書マテ)

原田定市殿

嘉永四年（一八五二）九月から五年間、請所を再び命じられた際の請け書であるが、この史料により、御飛脚請場所には請負期間が設けられており、田中家の場合、五ヶ年を単位として更新を望み、それが認められていたことが分かる。この点について、天保四年（一八三三）四月に提出された御請証文を事例に見ていくと、まず天保四年二月二十三日に、松江藩の楽長次郎と原惣左衛門から草津宿本陣に宛てて書状が出されていることが確認できる⁸³⁾。これは飛脚の継続願いを送付するように促した内容で、前回は文政九年（一八二六）から天保元年（一八三〇）までの五年間との約束であったが、すでに期限が切れているにもかかわらず、願いがまだ提出されていないとのこと⁸⁴⁾で、「先例の通り」願書を作成し、速達便で送るよう要請したものである。その後、同年三月に、本陣から松江藩の勘定所に宛てて「飛脚請所」継続の願書が出された⁸⁵⁾。この際、右の史料で指摘があった通り、前年に遡って

天保二年（一八三二）から十五年間、すなわち弘化四年（一八四七）まで請所の継続を願っており、辻褄を合わせている。なお、この願書では請所の継続と合わせて、人馬賃金の割り増しに伴う状箱賃金の割り増し願いも行っている⁸⁶⁾ので、直接、勘定所宛てとしたのだろう。そして同年四月に請証文を提出したが⁸⁷⁾、願いでは十五年間を希望していたにもかかわらず、天保七年（一八三六）までの五年間の請負となっている。ここから、この際の飛脚請所の期間は藩の意向に従ったものであることが分かる。また後日、同年五月十八日付で、請負の継続を認められたことに対し、松江藩の大野丹助と楽・原宛に二通の礼状を出している⁸⁸⁾。

このように、草津宿の田中家の場合、期間を区切りながら請負を更新していたことが分かった訳であるが、田中家にはこれら請負証文が宝暦五年（一七五五）から元治元年（一八六四）までの約百年間分、願書のみ残る年も含めると、二十件の証文が存在する。それらを一覧にしたのが表5である。これによると、草津宿田中家は実際に五年、もしくは十年の期限で七里役所を請け負っていたことが分かる。

また、『松江藩列士録』⁸⁹⁾を参照して、証文の宛名に見える松江藩の役人を調べた結果、近世中期においては御小人奉行が七里役所を管轄していたことが分かった。しかし、文政十一年（一八二八）の勘定所宛ての証文を機に、天保四年（一八三三）以降は御小人奉行を補佐する立場である、御小頭の所管へと変化したようである⁹⁰⁾。御小人奉行は、御小人として藩に仕え雑務を勤める者を指揮する役割であるが、その御小人の中に、諸役所の使人や城・堀の掃除、出火の際の消火活動等を担当する者とともに、七里飛脚を勤めた百人者がいた⁹¹⁾。したがって、百人者を管轄する御小人奉行や配下の御小頭が、飛脚請場所である本陣とのやりとりを担当したのである。

表5 草津宿本陣田中七左衛門家の七里役所請負の継続状況

和暦	西暦	宛名	備考	『列士録』にみえる宛名人物の肩書き
宝暦5年	1755	落合伴六		2代目落合伴六 寛延3年御小人奉行10ヶ年仰付
宝暦10年	1760	小田熊右衛門		2代目小田熊右衛門 宝暦10年格式役組外御小人奉行仰付
明和3年	1776	篠原弥兵衛		5代目篠原弥兵衛 明和2年御小人奉行仰付
明和7年	1770	楠田兵右衛門		[楠田兵馬が明和4年に御小人奉行仰付]
安永9年	1780	近藤庄蔵		2代目近藤庄蔵 安永6年御小人奉行仰付
寛政2年	1790	松田太郎左衛門		
寛政7年	1795	比企伝右衛門		3代目比企伝右衛門 寛政7年御小人奉行仰付
寛政12年	1800	松山安左衛門		
文化2年	1805	今村佐右衛門		5代目今村佐右衛門 文化2年御小人奉行10ヶ年仰付
文化7年	1810	今村佐右衛門		同
文政2年	1819	星野助右衛門	(願)	6代目星野助右衛門 文政元年御小人奉行仰付
文政11年	1828	御勘定所		
天保4年	1833	楽長次郎 原惣左衛門		
天保7年	1836	楽長次郎 原惣左衛門		
天保12年	1841	井上五郎市 楽長次郎		小頭(木屋本陣文書より)
弘化4年	1847	楽長次郎 井上五郎市		同
嘉永5年	1852	河野栄蔵 原田定市		
安政4年	1857	永岡平作 原田啓左衛門	(願)	
文久2年	1862	永岡平作 原田覚右衛門		
元治元年	1864	永岡平作 原田覚右衛門	(願)	

以上、草津宿田中家における七里役所請負の実態をみてきたが、次に同じく御飛脚受場所をとめた久世宿本陣の景山家のそれについて、本陣職交代に関する書留に基づき考察する。

乍恐御願奉申上候事

私義近来老衰仕、御本陣并七里役所受其外諸御用向相勤兼候二付、忝高五郎義今般又八郎与改名為致、諸事相讓度奉存候間、乍恐是迄之通り被仰付被為下置之奉願上候、依之書付奉差上候、以上

久世御本陣

景山又八郎

嘉永二酉年十月³⁶⁾

右は、景山家当主の又八郎が老衰で御用向きを勤めることが困難になったため、「御本陣向并継飛脚受所」の二つを息子である高五郎へ譲ることを願いだした文書である。その後、楽長次郎・原惣左衛門連署で、詳細を重役中へ上申したところ、願いの通り聞き届けられたと回答があった³⁷⁾。さらにその四年後の嘉永六年(一八五三)八月五日には、養父の又八郎が亡くなったため松江藩へ届けを出し、高五郎が本陣職と七里請所を受け継いでいる³⁸⁾。これら久世宿景山家の本陣職交代に関わる文書を見ると、同家の場合、本陣職と飛脚請所が家督相続にともに継承されていたことが分かる。実際、景山家の史料には、草津宿田中家のような請負証文は見当たらない。

以上、草津宿田中家と久世宿景山家の両本陣における七里役所請負の形態について検討してきたが、久世宿の景山家においては本陣職と七里請所が家督相続時に継承される一揃いの役職と捉えられていたのに対し、草津宿の田中家では、七里の請負には年限が設けられていたという違いのあることが分かった。こうした違いがなぜ生じるのかは不明であるが、交通の繁華な草津

宿の場合、本陣宿を勤めうる複数の家が存在し、松江藩の本陣宿や七里請所も変更可能であったため、期間を区切った請負形態にした可能性はある。実際、田中家の史料には、飛脚継立に関する難渋願いを出したことを理由にして、松江藩から七里請所と本陣職を解任されるかもしれないと危惧し、新庄詰の吟味役人に送った書状が存在する⁽⁹⁾。ここから、たとえ採算が合わなくても本陣宿を続けるために、七里請所を一揃いで引き受けていた可能性がうかがえよう。

第二節 本陣が請け負う場合の継立の実態

本節では、宿の本陣が七里飛脚を請け負った場合の継ぎ立ての実態について考察する。

次に掲げるのは、草津の東隣の七里である土山駅から、草津・土山間に所在する水口・石部宿の間屋宛ての達書である。

毎度御面倒二者候得共、此老通急便有次第、草津駅役所迄御添送り被下度頼入候、以上

土山駅

雲州役所(判)

申五月□□日辰刻出

水口宿

石部宿

御問屋中⁽⁴⁰⁾

このように、松江藩関係の急便(二ツ判、三ツ判)がある場合には草津駅役所まで問屋による宿継で送るように依頼していることが分かる。また、実

際に草津宿の隣接宿にあたる石部宿の間屋から来た送り状が次の史料である。

覚

一油紙包御状箱老荷

送り状

油紙包老荷

右之通慥ニ奉受辰刻水口宿へ御継立仕候、以上

三月三日 石部(問屋 印)

巳上刻

草津宿

雲州様

御役所⁽⁴¹⁾

右に見える「油紙包」は書状の包みのことで、油を染ませることで防水効果を持つものである。江戸方面に送る書状を、石部宿から水口宿へ送ったことを証明するために、石部宿の手前に当る草津宿へ送り状の覚え書を渡しているのであるが、先に見た通り、松江藩の状箱を宿継で運送していたことが分かる。

しかし、各七里詰役人は送り状と御用留帳の記載上では、何刻に受け取って次点の七里詰へ送ったかという点を記入しており、左のような形式であった。

「江戸御状箱」

石薬師 何月十五日寅上刻に参着則土山へ遣し申候以上

土山 何月十六日午上刻に参着則草津へ遣し申候以上

草津 何月十六日戌中刻參着則伏見へ遣し申候以上

新庄
坂本磯右衛門様⁴³

伏見⁴²

立原八十左衛門様⁴³

このように、状箱に添える送り状だけ見ると、七里役所のみを中継して状箱の継ぎ立てがされているようなのであるが、先述したように、実際には七里詰間にある宿の間屋を頼り、宿継で継ぎ立てしていたのである。

これに対して、東海道から離れた久世宿本陣ではどのように継ぎ立てしていたのだろうか。第一章第一節で取り上げた、四ヶ所の本陣宛てに出された触書を受けて、景山家が提出した請書を見てみよう。

嘉永二年四月六日写「御請申一札之事」

御請申一札之事

今般御状箱継送りの義、是迄与者格別慥成者ニ為持御継送り仕、并ニ途中ニ而替荷等不仕、尚又西者新庄御詰役様江慥ニ御渡し申上御受取書取帰、追而勝間田御詰役様御越之節御渡し可申上候、東者勝間田御詰役様江慥ニ御渡し申上御受取書取帰、追而新庄御詰役様御越之節御渡し可申上候、若又新庄勝間田江持送り罷越候節、御詰役様御口主中ニ候ハ、御出会申候処迄才料仕罷越可申、途中ニ而も御出会不申候節者、西者溝口東者佐用迄口才料仕御詰役様江慥ニ御渡し申上御受取書取帰可申候、御継送り方之義今般別而厳重被仰付候上者、已来急度相心得格別慥成ものヲ以持送聊口略無之様種々入念御継送り可申上候、為其御請一札差上申候処、仍而如件

久世駅御本陣

嘉永二酉年四月六日

景山又八郎

この請書では、状箱等を運ぶ飛脚が途中交代しない旨が誓約されている。また、出雲街道においても、草津宿周辺と同様に状箱の継送りに関しては前後の宿で受取書を交わす仕組みであったことがうかがえる。さらに、継送り方の点に関連する史料としては、文久二年（一八六二）に久世宿本陣景山又八郎から新庄駅雲州役所宛てに出された「状箱持人賃銀割増願」に左の記述がみえる。

但（中略）御状箱之儀ハ宿継人足ニ而ハ山分之宿々故手間取、刻切ニ相

成候ニ付、通し人足ニ仕候間、当駅割増之通被下置度奉願上候⁴⁴

久世宿は山間地の宿であるため宿継では手間取ることがあり、既定の時間内に送ることができない（刻切れになる）ので、通し人足で運送していることが述べられており、草津宿とは反対に次の七里役所まで一人の飛脚で運んでいたことが分かる。この理由としては、久世宿は山間地であるという地形の問題とともに、草津宿の方は東海道上の宿場として隣接宿の継立機構が整備されており、宿継の方が便利であったなどの事情が考えられる。このように、本陣請負であっても飛脚の運送形態には内実の異なる部分が存在し、それぞれ周囲の環境に応じた選択をしていたことが明らかとなったと言える。さて、本章の最後に、飛脚業務に当たった者達がどのような身分の者であったのかということについて検討したい。

出雲国秋鹿郡の郡村役人を勤めた池尻家の文書には、新五郎と名乗る者が久世から新庄へ継ぎ送る飛脚の人足を勤めていた道中で、状箱を捨てたとして打ち首になったという記事がある⁴⁵。この新五郎と名乗る男、松江藩内の

楯縫郡西々郷村の出自の者で、三十年ほど作州に駆け落ちしていたが、去年の七月に右に述べたように飛脚で送っていた状箱を打ち捨てて金目の物を奪ったという。新五郎が行ったような窃盗はしばしばあったのではないか。そのため、第一章第一節で掲げた史料にある通り、松江藩は「たしかなる者」を雇うよう指示する必要があったと考えられる。それでは、百人者はどのように取り立てられたのか。次の史料を見ると、村の百姓から取り立てていたことが分かる。

覚

百人者老人

右此度御入用之由ニ付其の郡へ老割府 候条、例之通歳丈ケ男振等相選、来月朔日朝六ツ半時自分かたへ罷越、差紙取之御小人方へ□出候様可申付候、以上

七月廿二日 井上善右衛門

下郡理右衛門殿

与頭藤兵衛殿

与頭儀平次殿

右之通百人者御割賦被仰付此度ハ東長江村順番与相見へ候得共当又御見合罷来歳管成男振等御小人相選別人ニ不相成もの御日限無間違可出候様御申付 生所宗門宗門前条□之旨□付御取置罷成候、以上

七月□□日 下郡理右衛門

与頭藤兵衛殿

与頭儀平次殿

追啓先達而百人もの老人御割賦被仰付東長江村ハ差□候処其節ハ御不用ニ相成候ニ付此度又東長江村順番ニ相当候 □文之通御身御申被上候

当又御老量御割賦罷成候、以上⁴⁶⁾

このように松江藩は藩内の村から男性を選出させ、百人者として雇っていた。東長江村は今回「順番」に当たっており、近隣の村々から輪番で百人者を選出していたようである。百人者とはこのように藩内の村から召し出された者たちを内包した身分であり、実際書状等の継ぎ立てに当たった者にもこのような農民層の者が存在したといえよう⁴⁷⁾。

第三章 藩主の参勤交代にみる七里飛脚の利用実態

第一節 松江藩主九代斉貴、十代定安の利用実態

本章では、本陣の主機能である大名の宿泊時を例として、七里飛脚の利用実態を考察したい。分析対象とするのは久世宿の景山家に伝わった文書のうち「雲州様御用留」と題した帳簿三冊のうち二冊である。嘉永二年（一八四九）から嘉永六年（一八五三）までのものと、嘉永七年（一八五四）から文久二年（一八六二）までのものを分析対象とするが、これら御用留には主に松江藩主と広瀬藩主が道中休泊する際の触・達・届が含まれており、参勤交代に関わる藩側の布達と本陣の動向をみる事ができるものである。

さて、表6は松江藩藩主の参勤交代時における飛脚の利用状況を示したものである。これにより、嘉永四年（一八五一）の九代斉貴帰国道中を見てみると、まず参勤交代の日程の半年前にあたる前年九月五日に、藩側から休泊する予定の本陣に予約をとることが分かる。宿泊予定となった本陣に宛てて予定日が空いているかどうかの確認をとり、支障がなければそのまま確定となる。その連絡に際しては、先触と休泊する本陣を記した宿割を送っており、細かい用件がある場合は「なお委細飛脚の者へ申し含め候」と飛脚に伝言することが慣例であった。また、九月五日の先触を受けて九月に大庄屋へ

表6 松江藩の飛脚利用状況 岡山県真庭市教育委員会所蔵、『景山清家文書』中の39「雲州様御用留」及び『久世町史 資料編第2巻（家わけ資料）』（久世町教育委員会、2005年）中、41「雲州様御用留」より作成

表6-1 9代齊貴の参勤交代時の飛脚利用状況

主体	方向	年号	日付	発信地	差出	宛名と本文より	内容	内容の形式	状態
9代齊貴	帰国	嘉永2年(1849)	4月11日	江戸	和多田奥八	[各宿]	少将殿帰国4月20日～29日江戸発のつもりが故障のため 閏4月16日～25日に延引	触	廻状
			4月	久世	久世御本陣 景山又八郎 町年寄 高五郎 □五郎 庄屋 又兵衛 中庄屋 日本村 美見徳左衛門	[大庄屋]	雲州様4月20日～29日江戸発、閏4月10日～19日久世泊が故障あり、 閏4月16日～25日江戸発、5月11日～25日久世泊に変更 御請印形差し出す、先触れの写しを添える	届	
			閏4月18日	江戸	雲州 和多田奥八	景山又八郎殿	少将殿帰国4月20日江戸発、開札持たせ差し出し候間、駅付の 通りそれぞれへ御受け取り置き給うべく候	触	廻状
			閏4月	江戸	高橋広七 原田夫平太 細田柳次	武州品川駅より伯州溝口駅 まで 所々 泊休御本陣中	少将殿帰国につき道中泊休の旅籠代あい究め候	触	
			閏4月15日	[江戸]	岡茂助 野津藤助	景山又八郎殿	少将殿帰国参府の節、道中宿々において杖払いの者を2人ずつ 差し出すよう昨年より廻文にて掛け合ってきた。しかし今回は 諸事取縮めるため、杖払いの者は不要との旨	触	廻状
			5月	久世	御本陣 村役人	近藤忠左衛門殿（大庄屋）	杖払いは不要の件を届ける	届	
			5月1日	江戸	雲州 和多田奥八	景山又八郎殿	少将殿帰国4月23日江戸発の予定が、大井川満水につき28日 島田駅止宿、29日雨、今日袋井駅に着く 1日ずつ延引のため開札の日付を直していただくように	触	廻状
			5月19日	勝間田	高橋広七 井山唯四郎 原田夫平太 細田柳次	景山又八郎様	少将殿帰国につき弟の駒次郎殿も同伴して通行の筈だったが が、駒次郎殿は勝間田駅へ滞留することになったので用意さ れていた下宿は無用とのこと	触	
			5月19日	勝間田	雲州 坂本慎右衛門	坪井駅 新家弥蔵様 久世駅 景山又八郎様	少将殿帰国につき弟の駒次郎殿も同伴のところ故障があり駒 次郎殿のみ勝間田に滞留、20日出発するので休泊変更の旨	触	廻状
	帰国	嘉永3年(1850) 嘉永4年(1851)	9月5日	江戸	雲州 朝比奈猪兵衛	景山又八郎殿	少将殿帰国につき5月1日～10日江戸発	触 宿割付	廻状
			9月	久世	名面例之通	大庄屋宛	雲州様来年の5月1日～10日江戸発、21日～晦日久世泊の予定 御請け印形仕り候	届	
			4月16日	江戸	雲州 和多田奥八	景山又八郎殿	少将殿帰国5月1日～10日江戸発の予定が延引 5月16日～25日江戸発、6月7日～16日久世泊へ変更	触 宿割付	廻状
			5月	久世	久世御本陣 景山又八郎 外常の通り	大庄屋所	雲州様5月1日～10日江戸発が延引、 5月16日～25日江戸発、6月7日～16日久世泊へ変更の旨 御請け印形仕	届	
			5月6日	江戸	雲州 和多田奥八	景山又八郎殿	少将殿帰国につき5月16日～25日江戸発がまた延引	触	
			5月	久世	景山又八郎	[大庄屋]	雲州様5月16日～25日江戸発、6月7日～16日久世泊の予定が延 引になった旨のお届け	届	
	帰国	嘉永5	11月27日	江戸	雲州 和多田奥八	景山又八郎殿	少将殿帰国につき12月14日～23日江戸発	触 宿割付	廻状
			12月	久世	久世御本陣 景山又八郎 外常の通り	大庄屋	雲州様12月14日～23日江戸発、来年正月9日～18日久世泊の予 定 御請け印形仕り候	届	
			12月2日	江戸	和多田奥八	[各宿]	少将殿帰国につき12月14日江戸発、開札差し出すので駅付の ものへ受け取り置くようにとの旨	触	廻状
正月			久世	久世御本陣 景山又八郎 外常の通り	大庄屋	雲州様12月14日江戸発正月9日久世泊 開札到来仕り候	届		

その旨を届け出ており、その後の藩主出立日が延びたという知らせについても、大庄屋へ届を出している。休泊の知らせが届いた時や本陣として休泊を請け負うことが確定した場合、久世宿本陣はそのつど大庄屋へ届を出していたことが分かる。

このように、飛脚の発達によって参勤交代による藩主出立の細かな情報が本陣に与えられ、またその本陣を通じて当該地の支配に関わる立場の大庄屋にも共有されるという、情報の広まりを捉えることができた。

第二節 広瀬藩主九代直諒旅行時の利用実態

景山家は七里請所であったので、廻状が到来すればすぐにその内容を把握できたわけであるが、七里役所のない宿でかつ休泊する予定の本陣がどのように廻状を受け取っていたのか、また他の七里役所はどのように情報を得ていたのか、その仕組みを本節でみていきたい。

前節で検討した松江藩主の事例と同様に、松江藩支藩の広瀬藩主九代直諒^{なおき}御旅行時に関連した触・達・届を一覧にしたものが表7である。広瀬藩の場合は松江藩と異なり、帰国時と出府時ともに久世を休泊地にしてきたため、一年ごとに往復する様子がよくわかる。

安政二年（一八五五）の帰国道中を事例にとると、江戸より二月二十三日付の先触で、佐渡守殿（広瀬藩主直諒）が四月二十六日から五月五日までの間に江戸を出立

表6-2 10代藩主定安の参勤交代時の飛脚利用状況

主体	方向	年号	日付	発信地	差出	宛名と本文より	内容	内容の形式	状態	
10代定安	帰国	享和7年(1814)	正月	久世	久世邸 町年寄 太郎右衛門 同 景山又八郎 庄屋 守助 中庄屋目木村 美見徳左衛門	福島信治郎殿(大庄屋)	出羽守様2月4日津山泊当駅小休の旨	届		
			3月5日	江戸	江戸役所	神奈川～安来迄々々中	御国へ奥御納戸急御用武ツ判格で順達 藤川佐次右衛門殿神奈川より安来まで見送り老人御状箱御仕出し成さるべく候 当人は廻状を所持していないが、江戸御役所順達御法の通り御せ付けがあるの、御承知なさる様に	触	七里廻状	
	帰国	安政2年(1855)	9月12日	[江戸]	雲州 早田彦兵衛	[各宿]	[各宿]	出羽守殿来年の夏帰国、4月23日～27日江戸発 休泊に関して各宿へ支障の有無をきく	触 宿割付	廻状
			10月	久世	久世御本陣 景山又八郎 外堂之通	大庄屋	大庄屋	雲州様4月23日～4月27日江戸発、休泊について御請印形仕り候 御先触写しを添えてお届け申し上げます	届	
			[1、2月]	久世	久世邸御本陣 景山又八郎	[大庄屋]	[大庄屋]	雲州様4月23日～27日江戸発、5月14日～18日久世泊の予定が地震のため 差し延べて、5月15日～19日泊に変更	届	
			[1、2月]	久世	久世邸御本陣町年寄庄屋守助他御侍 受兼 景山又八郎 同町年寄庄屋守助他御受持 正吉郎	[大庄屋]	[大庄屋]	雲州様4月23日～25日江戸発、5月15日～17日久世泊と確定 御受印形仕候	届	
			2月26日	[江戸]	雲州 米田祖助	[各宿]	[各宿]	出羽守殿夏帰国4月23日～25日江戸発、中山道経由での休泊 休泊に関して支障の有無 各名之下に印形致し、此の飛脚の者へ御渡し給うべく候 猶委細飛脚の者へ申し含め候、松平出羽守殿御七里のある宿は、別紙廻 状の通り一覽に入れた上で同様に順達すること	触 宿割付	[七里 廻状 付]
			3月24日	[松江]	雲州 高橋紋右衛門	[久世/各宿]	[久世/各宿]	出羽守殿夏帰国、道中入用の輻輳配置させるので御受け取り置きし、 通行中米田祖助へ渡すこと	触	廻状
			4月21日	[松江]	雲州 大塚久太夫	[久世/各宿]	[久世/各宿]	道中入用の品左の通り配置するので御受け取り置くこと 通行中米田祖助へ渡すこと	触	廻状
			4月17日	[江戸]	雲州 米田祖助	[久世/各宿]	[久世/各宿]	出羽守殿帰国、4月23日江戸発 開札を持たせ差し出し候間、駅附の通り夫々へ御受け取り置き給うべく 候	触	廻状
			4月17日	[江戸]	雲州 板垣平助 木村市兵衛 小林左平太	武州板橋駅より伯州溝口駅迄 所々泊休御本陣中	武州板橋駅より伯州溝口駅迄 所々泊休御本陣中	出羽守殿帰国、旅籠代右之通相究候	触	
			5月	久世	久世邸 御本陣 景山又八郎 町年寄 正吉郎 同 景山又八郎 庄屋 守助 中庄屋目木村 美見徳左衛門	福島信治郎様	福島信治郎様	雲州様先月23日江戸発、5月15日久世泊に関して 10日に開札到来したこと	届	
	出府	安政3年(1856)	9月	久世	久世邸 御本陣 景山又八郎 町年寄 正吉郎 同 景山又八郎 庄屋 守助 中庄屋目木村 美見徳左衛門	福島信治郎殿	福島信治郎殿	雲州様3月10日～12日国元発、3月12日～14日久世泊 御請印形仕り候	届	
			9月朔日	松江	雲州 大塚久太夫	[各宿]	[各宿]	出羽守殿参府3月10日、11日、12日を予定、休泊に関しての支障を確認	触 宿割付	廻状
	帰国	安政4年(1857)	[3月]	久世	久世邸 御本陣 景山又八郎 町年寄 正吉郎 同 景山又八郎 庄屋 守助 中庄屋目木村 美見徳左衛門	福島信治郎殿	福島信治郎殿	3月10日雲州様松江発、3月12日久世泊について 3月6日に開札到来したことをしらせる	届	
			[3月]	久世	"	"	"	雲州様4月23日～25日江戸発予定、5月13日～15日に久世泊予定 これに関する御受印形	届	
			5月19日以前	久世	久世邸 御本陣 景山又八郎 町年寄 正吉郎 同 景山又八郎 庄屋 守助 中庄屋目木村 美見徳左衛門	福島信治郎殿	福島信治郎殿	雲州様4月23日～4月25日江戸発、5月13日～5月15日久世泊が延引 4月28日～5月1日発、5月19日～5月21日泊に変更に関して 受印形仕候	届	
			4月28日	江戸	雲州 米田祖助	景山又八郎殿 [各宿]	景山又八郎殿 [各宿]	出羽守殿夏帰国、4月23日～25日江戸発、休泊は去秋触の通りだったが 延引して4月28日、29日、5月1日に変更、支障の有無の確認	触	廻状
			4月28日	[江戸]	雲州道中懸 板垣平助、江角多四郎	景山又八郎様 [各宿]	景山又八郎様 [各宿]	出羽守殿4月28日江戸発が登城のため延引、近日また知らせる旨	触	
			[5月22日 以前]	[江戸]	"	"	"	少将様4月28日江戸発が5月16日発に変更 開5月6日、7日、8日の内に久世泊	触	
			5月22日	久世	久世邸御本陣 景山又八郎	雲州様 御役衆中様	雲州様 御役衆中様	御太守様帰国、開5月6日～8日に久世泊に関する御請書	請書	
			5月	久世	久世邸 御本陣 景山又八郎 町年寄 正吉郎 庄屋 守助 中庄屋目木村 美見徳左衛門	福島信治郎殿	福島信治郎殿	雲州様4月28日～5月朔日江戸発、5月19日～21日久世泊が延引 5月16日江戸発、6月6日～8日久世泊に変更 御請書差し出し候に付き御届け申し上げます	届	
			5月21日	[江戸]	雲州道中懸 板垣平助 江角多四郎	景山又八郎様	景山又八郎様	少将殿5月19日原宿まで旅行、富士川満水のため休泊日変更 開5月8日久世泊	触	
			閏5月	久世	久世邸 御本陣 景山又八郎 外堂之通	福島信治郎殿	福島信治郎殿	雲州様5月6日久世泊の予定が、富士川満水のため 8日久世泊に変更の旨を別紙写しの通り達せられる	届	
	前藩主 奔喪	出国	安政5年(1858)	2月	久世	久世邸御本陣 景山又八郎 町年寄 兩人 庄屋 守助 中庄屋	?	雲州瑞光翁様3月24日～26日国発、3月26日～28日久世泊 御受印形仕り候 御通行一切御省略に付御馳走など御断りの向き	届	
				2月5日?	松江	雲州 小田佐一兵衛	[各宿]	[各宿]	瑞光翁殿3月24日～26日国発、宿割に関して知らせ	触 宿割付
2月5日				松江	雲州 小田佐一兵衛	宿々 御本陣中 問屋場役人中	宿々 御本陣中 問屋場役人中	瑞光翁殿3月24日国発、旅行は格外に方端省略のものである 右の趣駅々詰合の御役人中まで、宿々において各より厚く御断りの趣御 申し給うべく候	触	
山口 軍兵衛	出府		2月	久世	久世邸御本陣 景山又八郎 町年寄 兩人 庄屋 守助 中庄屋	大庄屋	大庄屋	4月5日雲州御出立山口軍兵衛殿御家内召連江戸へむかう 8日久世泊の先触が来た、御受印形仕り候 内々の承りて、御姫様出府の趣とのこと	届	
			2月5日	松江	雲州 小田佐一兵衛	[各宿]	[各宿]	雲州山口軍兵衛 右家内召連4月5日雲州立、宿割の知らせ	触 宿割付	廻状

すると知らせている。休泊する本陣へ向けて支障の有無と宿割の確認を依頼し、廻状形式で送り返すようにしている。その同日付で同じ人物から松江藩の七里に宛てて、廻状が出されている。出立日が四月二十八日と決定すると、四月二十二日も同様に休泊予定の本陣宛てと七里宛との二通を差し出していることがわかる。藩側は休泊する予定の本陣宛に宿割と先触を、また該当本陣へ廻達するようにとの旨の指示書を七里宛てに作成し、二通同時に送付していた。広瀬藩主の道中宿泊に関する先触がどのような構造であったのかを見るために、左の安政四年（一八五七）正月廿九日付の留め書き⁴⁸を掲げる。

(1)

外二松平出羽守殿御七里罷在候宿々ニ而者、右御七里江別紙廻状之通入一覽候上、猶又同様順達、伯州米子駅迄無滞頼存候、追啓宿々泊宿先触、何月何日何駅より着、何月何日何駅より着、何月何日何駅へ送り出し候段も附紙いたし可給候、已上

(2)

以廻状申達候、然者佐渡守殿四月廿五日より五月四日迄之内江戸表出立、在所江被相越候、仍之道中泊宿左ニ相記候通、其頃合相計相違無之様手合可給候、若差支之義も有之候ハ、其趣廻状ニ相記可被差越候、猶追而宿割之者罷越可及對話候、此廻状宿々無滞滞順達有之、留より広瀬細野官市鈴木甚五兵衛方へ継遣可給候、已上

松平佐渡守内
玉村村主
正月廿九日

野津右衛門太

(3)

戸塚	小田原	三島	由井
内田七郎左衛門	清水彦十郎	世古六太夫	岩辺郷右衛門
岡部	掛川	舞坂	赤坂
内野九兵衛	沢野弥惣左衛門	宮崎伝左衛門	赤坂彦十郎
宮	桑名	関	石部
森田八郎右衛門	大塚与六郎	伊藤平兵衛	三大寺小右衛
門			
伏見	西宮	大蔵谷	姫路
福井与左衛門	村松義左衛門	広瀬治兵衛	国府寺治郎左
衛門			
三ヶ月	勝間田	久世	新庄
宇多五郎兵衛	木村瀬左衛門	景山又八郎	佐藤猶右衛門
溝口	米子		
篠原伊左衛門			

猶々廻状無滞滞御順達頼存候

右は宿泊する本陣宛ての書状部分である。前書(1)の段階で、七里のいる宿では七里詰役人に対し、別紙の七里廻状を確認させて、次の宿へ廻達するように広瀬藩役人は指示した。そして(2)の箇所、宿泊する本陣に向けて藩主出立の予定日を知らせ、また末尾(3)において泊まる予定の宿と本陣を記した。この時に宿泊地になっている七里役所は、桑名・伏見・西宮・勝間田・久世・新庄・溝口で、それ以外の七割近くの七里役所が宿泊せず素通りしてしまうこととなる。これに対して、触書の写しには左に掲げる部分が続けて書き留められており、広瀬藩は触書中(1)で「別紙廻状」と

表7 広瀬藩の飛脚利用状況 岡山県真庭市教育委員会所蔵、『景山清家文書』中の39「雲州様御用留」及び『久世町史 資料編第2巻(家わけ資料)』(久世町教育委員会、2005年)中、41「雲州様御用留」より作成

方向	年号	日付	発信地	差出	宛名と本文より	内容	内容の形式	状態
帰国	嘉永4年(1851)	6月1日	江戸	松平佐渡守内 小堀覚右衛門 細野官市	[各宿]→広瀬野津右衛門太 木村久右衛門 鈴木甚五兵衛かたへ	佐渡守殿8月2日～10日江戸発の予定 宿割も触れる	触 宿割付	廻状
		6月1日	江戸	松平佐渡守内 細野官市 小堀覚右衛門	松平出羽守様 御七里中	佐渡守様8月2日～10日江戸発東海道通りでご旅行の予定 御泊宿付駅本陣より廻状を以て相廻し候	達	七里廻状
		7月	久世	久世御本陣 景山又八郎 外 常の通り	大庄屋宛	松平佐渡守様8月1日～10日江戸発、22日～29日久世通行 今回久世の宿泊はなし	届	
		8月1日	江戸	松平佐渡守内 小堀覚右衛門 細野官市	[各宿]→雲州広瀬野津右衛門太 木村久右衛門 鈴木甚五兵衛かたへ	佐渡守殿8月4日江戸発、休泊は前触れの通り	触	廻状
		8月	久世	久世御本陣 景山又八郎 外 常の通り	大庄屋宛	雲州広瀬松平佐渡守様8月4日江戸発、8月23日久世泊となる 御請け印形仕り差し出し候	届	
出府	嘉永5年(1852)	閏2月5日	広瀬	松平佐渡守内 鈴木甚五兵衛 木村久右衛門 細野官市 野津右衛門太	[各宿]	佐渡守殿ご旅行につき3月20日～28日広瀬発予定	触 宿割付	廻状
		閏2月5日	広瀬	松平佐渡守内 野津右衛門太 細野官市 木村久右衛門 鈴木甚五兵衛	[七里]	佐渡守様3月20日～28日広瀬発につき泊宿所駅々本陣へ廻状相達し候	触	[七里 廻状]
		閏2月	久世	景山又八郎	大庄屋宛	松平佐渡守様3月20日～28日広瀬発、23日～4月1日久世泊の予定 御請け印形仕り候	届	
		3月24日	広瀬	雲州広瀬 相見紋右衛門 谷糸祐平	駅々七里 御飛脚中	佐渡守様3月27日広瀬発の議定仰せ出される、宿々遅滞なきよう 御願い申し候	達	七里廻状
帰国	嘉永6年(1853)	2月21日	江戸	松平佐渡守内 小堀覚右衛門 木村久右衛門	景山又八郎殿 [各宿]→ 広瀬野津右衛門太細野官市鈴木甚五兵衛	佐渡守殿4月20日～晦日江戸発予定	触	廻状
		?	久世	雲州様御本陣 久世村原方 景山又八郎 庄屋 又兵衛	近藤忠左衛門殿	松平佐渡守様4月20日～晦日江戸発	届	
		4月26日	江戸	松平佐渡守内 小堀覚右衛門 木村久右衛門	景山又八郎殿 [各宿]→ 広瀬野津右衛門太細野官市鈴木甚五兵衛	佐渡守殿4月25日江戸発	触 宿割付	廻状
		4月26日	江戸	雲州広瀬 古山口三郎 永井主馬	駅々七里 御飛脚中	佐渡様4月25日江戸発の議定仰せ出される	達	七里廻状
出府	嘉永7年(1854)	3月2日	広瀬	松平佐渡守内 鈴木甚五兵衛 細野官市 野津右衛門太	各々七里中へ頼越候之状 →江戸市々谷月桂寺此方為右衛門木村久左衛 門小堀覚右衛門かたへ	3月7日広瀬発、3月9日広瀬様久世泊の知らせ	触	七里廻状
		3月	久世	景山又八郎		佐渡守様御蘭札并御宿割10日に到来、3月12日に久世泊の旨確認	届	
		3月11日	広瀬	雲州広瀬 柿沼純兵衛	根雨～中仙道→武州板橋駅まで所々御本陣中 →江戸市々谷月桂寺前此方屋敷ニ而木村久右 衛門小堀覚右衛門方へ	日野川出水のため3月13日久世泊へ変更	触	廻状
帰国	安政2年(1855)	2月23日	江戸	松平佐渡守内 小堀覚右衛門 野津右衛門太	[各宿]→広瀬細野官市、鈴木甚五兵衛方へ	佐渡守殿4月26日～5月5日江戸発、 休泊に関して支障の有無 追整で、地震による被害で支障ある宿は廻状へ付紙をすること	触 宿割付	廻状
		2月23日	江戸	松平佐渡守内 野津右衛門太 小堀覚右衛門	松平出羽守様 御七里中	佐渡守様4月26日～5月5日江戸発 東海道通りで旅行 休泊に関して支障の有無	達	七里廻状
		4月22日	[江戸]	松平佐渡守内 小堀覚右衛門 野津右衛門太	[各宿]→広瀬細野官市、鈴木甚五兵衛方へ	佐渡守殿4月28日江戸発、 休泊を記すので最終確認とする 差支えがある場合は、前日の宿泊地にあたる宿へ来ること	触 宿割付	廻状
		4月22日	[江戸]	天野衛守 永井主馬	駅々七里御飛脚中→広瀬安井七郎左衛門	佐渡様4月28日江戸発予定 宿々差支えないように	達	七里廻状
出府	安政3年	11月12日	広瀬	松平佐渡守内 鈴木甚五兵衛 細野官市	御七里中	佐渡守様3月1日～3月10日広瀬発予定 東海道通りで旅行	達	七里廻状
		2月4日	広瀬	〃	御七里中	佐渡様秋まで旅行延引	達	七里廻状
帰国	安政4年(1857)	正月29日	[江戸]	松平佐渡守内 玉村村主 野津右衛門太	[各宿]→広瀬細野官市 鈴木甚五兵衛方へ	佐渡守殿4月25日～5月4日江戸発予定、休泊地のしらせ 支障の有無を廻状に記すように	触 宿割付	廻状
		同	[江戸]	松平佐渡守内 野津右衛門太 玉村村主	松平出羽守様 御七里中→広瀬へ	泊宿附駅々本陣へ廻状を以て相廻し候間、差し合いの有無相記し 遅滞なく広瀬へ相達し候様	達	七里廻状
		3月	久世	久世御本陣 景山又八郎 正吉郎 景山又八郎 守助 美見徳左衛門	福島信治郎殿	佐渡守様4月25日～5月4日江戸発、5月14日～5月22日久世泊 御請け印形仕り候	届	
		5月6日	江戸	松平佐渡守内 玉村村主 鈴木甚五兵衛 野津右衛門太	[各宿]→雲州広瀬細野官市	佐渡守殿5月10日江戸発、5月28日久世泊	触	廻状
		〃	江戸	中川喜三郎、穴戸宗四郎	駅々七里御飛脚中	〃、例年の通り宿々御差支えこれ無き様	達	七里廻状
		閏5月	久世	久世御本陣 御本陣 景山又八郎 町年寄 正吉郎 同 景山又八郎 庄屋 守助 中庄屋目木村 美見徳左衛門	福島信治郎殿	佐渡守様閏5月28日久世泊が延引、閏5月13日発の6月朔日久世泊 関札を渡してもらった	届	

していた以下の書状を七里宛てに作成し、宿泊地に該当しない地点の七里詰役人でも藩主旅行時の情報を把握できるように対処したと考えられる。

(4)

猶々此廻状御宿割一諸ニ致廻達候間、本陣へ猶又御戻し被遣、無遅滞様御頼申候、已上

(5)

以廻状令啓達候、然者来四月廿五日より五月四日迄之内佐渡守様広瀬へ御発駕東海道通り被成御旅行候ニ付、此度御泊宿附駅々本陣へ以廻状相廻し候間、差合有無相記無遅滞広瀬へ相達候様御世話被遣度頼入候、此段可得御意如斯御座候、以上

松平佐渡守内

松平出羽守様

御七里中

野津右衛門太
玉村村主

(4)の文言は七里詰役人に対する注意書きとみえ、七里詰役人が確認した後は、本陣へ差し戻すよう促している。(5)では本陣に触れた内容と同じく広瀬藩主の江戸出立予定日が記されている。広瀬藩役人は七里詰役人に対して、宿泊予定の本陣へ宿割と廻状を廻達させる必要から、宿泊予約に支障が無いかどうかを本陣へ確認し、広瀬まで廻達するよう求めた。松江藩の参勤交代に関わる留め書きでは七里宛ての達書は見当たらなかったため、広瀬藩が出した七里宛ての達書は松江藩の七里を借りているという事情によるものと考えられる。

以上、本章では、本陣の主機能である大名の宿泊と関連して七里飛脚が利用される事例をみた。藩主の参勤交代に関する廻状を分析し、藩が本陣へ伝

え、本陣を介して大庄屋へと情報が伝播していたことがわかった。また、松江藩の七里飛脚は支藩である広瀬藩も利用していたこと、その際、広瀬藩役人も七里飛脚の構造を認識しており、本陣宛ての書状と七里宛ての書状を作成することで、円滑な継ぎ立てを依頼していたことが分かった。

おわりに

本稿を通して明らかにしたことをまとめ、今後の課題を述べたい。

第一章では松江藩の七里飛脚制度全体を考察し、以下の構造を明らかにした。すなわち松江藩では江戸・国元間の一定の地点に七里役所を置き、そこでは規定時間内に荷を継送ることができるよう時間調整を行なう詰役人が配置されていた。このような条件によって、荷物が確実に概ね正確な日数で届けられたと考えられる。第二章では、七里役所を請け負った本陣の史料を分析し、個々の本陣が担った飛脚請場所の実態を考察した。これにより、同じ請所でも請負の継続方法や継ぎ立て方法に違いのあることが分かった。また、松江藩では飛脚に百姓身分の者たちが取り立てられていたことが分かり、飛脚制度が武士のみでなく、参勤交代の道中にある本陣、藩内の百姓層によって支えられていたことが判明した。また、これまで大名の宿泊施設として、交通上の役割を中心に研究されてきた本陣は、運輸や通信を担う存在でもあったことを指摘でき、本陣を単なる宿泊所ではない、複合的な施設として捉える必要が分かった。

今後の課題としては、飛脚を請け負った本陣以外の飛脚に関する史料を収集することができず、各宿に松江藩より派遣される詰役人の実態に深く踏み込むことができなかったことが挙げられる。藩の七里飛脚制度全体を把握するためには、詰役人の実態を分析しつつ、江戸―国元の管轄役所と各七里と

の連絡関係を包括的に考えなければならないだろう。

また、第一章第二節で扱った内容を掘り下げ、七里を介した書状の分析にまで踏み込む必要があった。藩の制度である七里を通してどのような書状が送られていたのかという点、つまり藩営の七里制度を利用している者とはどのような身分・役職の者なのかを明らかにすることで、近世の運輸・通信システムの土台である七里の機能をより鮮明にすることができたのではないか。この点については、史料収集とその分析が至らなかつたため、今後考察すべき課題としたい。

注

- (1) 巻島隆「最上紅花取引における飛脚問屋」「京屋」「島屋」の利用・決済と情報」『郵便史研究』三〇号、二〇一〇年
- (2) 堀井美里「政治情報にみる飛脚の意義——幕末期加賀藩を事例として——」『加賀藩研究』加賀藩研究ネットワーク会誌』三三号、二〇一三年
- (3) 藤村潤一郎は「東海道尾州七里飛脚について」『日本歴史』四七五号、一九八七年)で尾張藩の七里は文政五年(一八二二)に停止され宿継を利用することとなるが、嘉永四年(一八五二)に復活する。しかし安政四年(一八五七)に再度停止されるなど制度の変遷を明らかにしている。また「紀州七里飛脚について」『創価大学人文論集』二二号、一九九〇年)において同じく御三家である紀伊藩を対象に、七里を設置した宿や七里詰人の検討、町飛脚と大名飛脚の併用を行っていたことを述べている。さらに町飛脚についても「飛脚問屋について」『日本歴史』二三八号、一九六八年)を端緒として、「甲州における飛脚問屋」『史料館研究紀要』四号、一九七〇年)、「江戸六組飛脚問屋仲間について」『史料館研究紀要』五号、一九七二年)、「信州上田原町問屋日記にみえる定飛脚について」『史料館研究紀要』一三三号、一九八一年)等、近世の飛脚問屋の実態を研究している。
- (4) 「近世後期における雲州七里」『郵便史研究』三〇号、二〇一〇年)。
- (5) 一部『久世町史 資料編第二巻(家わけ資料)』(久世町教育委員会、二〇〇五年)で紹介されており、現在真庭市教育委員会所蔵。今回使用した史料のうち

ち景山清家文書39「雲州様御用留」嘉永二年は筆者の解読した内容であるが、その他は断りの無い限り『久世町史 資料編』に記載されたものを引用した。

- (6) 草津宿街道交流館所蔵写真版
- (7) 草津市史編纂委員会編『草津市史』第二巻 近世編、三四七頁、一九八四年
- (8) 藪内吉彦『日本郵便創業の歴史』(明石書店、二〇一三年)第三章第一節三四頁、(同著『日本郵便創業史 飛脚から郵便へ』雄山閣出版、一九七五年の増補改訂版)
- (9) 藤村潤一郎「東海道尾州七里飛脚について」『日本歴史』四七五号、一九八七年
- (10) 藤村「紀州七里飛脚について」『創価大学人文論集』二二号、一九九〇年
- (11) 藤村「近世後期における雲州七里について」『郵便史研究』三〇号、二〇一〇年、四三頁
- (12) 前掲論文 四三頁
- (13) 前掲論文 十八、十九頁
- (14) (9)、(10)の論文より作成した。
- (15) 藤村「東海道尾州七里飛脚について」『日本歴史』四七五号、三頁、一九八七年
- (16) 島根県立図書館蔵
- (17) 藤村論文(二〇一〇年)の表を引用して作成した。
- (18) 景山清家文書39「雲州様御用留」、嘉永二年四月三日触書写
- (19) 景山清家文書41「雲州様御用留」、年月日未詳「覚」『久世町史 資料編第二巻(家わけ資料)』久世町教育委員会、二〇〇五年)より作成した。
- (20) 松江市奥谷町に所在する田原神社の境内裏に、「天保十二年辛丑九月吉日」と銘のある石灯籠が二基ある。「道中安全」と側面に銘があり、寄進者は「道中吟味 百人組 講中」とあることから、松江藩の百人者で道中の往来に関係した職に就いていた者達が寄進したと考えられる。灯籠下部には天保十二年当時の百人者とみられる人物名が五九名分記されており、今回はこの灯籠にある名前を手がかりとした。
- (21) 松江歴史館所蔵「三谷家文書」23・1・1、安政五年二月二十一日〜十二月晦日「安政五戊午年 御用頭書長善」に記載された江戸・松江間の書状発着日を元に日数を割り出した。

- (22) 木屋本陣文書、目録項目「雲州御用」番号350、天保十四年九月「雲州御用留」の表紙裏に、草津宿からみて前後の七里のある宿までの刻限が記入されている。
- (23) 景山清家文書35、文化十四年「雲州御用留」中、文化十五年五月「津山江書上候事」
- (24) 景山清家文書56、年月日未詳「覚」(『久世町史 資料編第二巻(家わけ資料)』久世町教育委員会、二〇〇五年)
- (25) 特に新庄宿吟味役人の名は遠く離れた草津宿本陣においてもよくみられた。例えば木屋本陣文書、雲州御用84、年不詳八月八日「田中七左衛門書状」の宛名「新庄詰 坂本磯右衛門行」や、雲州55、天保十二年八月「請銀元立増額願書」の宛名「新庄詰 藤田彦左衛門」がある。
- (26) 景山清家文書41「雲州様御用留」、嘉永七年(一八五四)正月写「乍恐奉願一札之事」
- (27) 『久世町史 通史編』久世町教育委員会、八七〇頁、一九七五年。ちなみに、草津宿田中家では年間銀九百目で請け負っていた(木屋本陣文書、雲州御用50、天保十一年十月「乍恐以書附奉願上候」)。
- (28) 木屋本陣文書、雲州御用83、嘉永五年十一月「御請証文之事」
- (29) 木屋本陣文書、雲州御用282、天保四年二月二十三日「樂長次郎 原惣左衛門連署書状」
- (30) 木屋本陣文書、雲州御用280、天保四年三月「乍恐奉願口上書」
- (31) 木屋本陣文書、雲州御用281、天保四年四月「御請証文之事」
- (32) 木屋本陣文書、雲州御用283、天保四年五月十八日付「田中七左衛門書状 大野丹助宛 樂長次郎 原惣左衛門宛」。なお、大野丹助がどのような人物かは不明である。
- (33) 全六巻、島根県立図書館郷土資料編集、二〇〇四年より二〇〇六年
- (34) 小頭の地位関係は、中原健次『松江藩格式と職制』(今井書店、一九九七年)より推測した。
- (35) 前掲(34)中原著書、一七九頁。松江藩の格式は御目見格にあたる士とそれ以下の徒に大別され、百人者は徒の中でも最下の「取立者」にあたり、同列には中間、手廻、台所下男と称する者がおり、藩内での格式はかなり下位であったことがわかる。
- (36) 景山清家文書39、嘉永二年「雲州御用留」中、嘉永二年十月「乍恐御願奉申上候事」
- (37) 景山清家文書39、嘉永二年「雲州御用留」中、年月日未詳「右御届ニ相成候御状之写」
- (38) 景山清家文書39、嘉永二年「雲州御用留」中、嘉永六年八月「御届奉申上候事」
- (39) 木屋本陣文書、雲州御用84、年不詳八月八日「田中七左衛門書状」
- (40) 木屋本陣文書、宿泊通行90、年未詳五月「雲州役所達書」
- (41) 木屋本陣文書、社会106、年未詳三月三日「覚」
- (42) (11)論文、三十一頁より引用
- (43) 景山清家文書39「雲州様御用留」嘉永二年四月六日写「御請申一札之事」
- (44) 景山清家文書41「雲州様御用留」、文久二年(一八六二)閏八月写「乍恐奉願上候一札之事」
- (45) 池尻家文書、天保二年「御用留」、島根県立図書館所蔵
- (46) 池尻家文書、天保六年「御用留」、島根県立図書館所蔵
- (47) 百人者を管轄する御小入方は中原氏(34文献)によると、藩内の郡中へ数人ずつ割り付け村から選出させ、藩に対して年勤勤めを課すことで御小入の人員を保っていた。池尻家の史料より、百人者も御小入と同様な手法が取られているといえる。
- (48) 景山清家文書41「雲州様御用留」、安政四年正月廿九日付触写(『久世町史 資料編第二巻(家わけ資料)』久世町教育委員会、二〇〇五年)

(おおつ ひとみ 島根大学法文学部社会文化学科歴史と考古コース
二〇一四年度卒業生)